

受講料
無料

テキスト代が
別途必要です



令和7年度 福岡市市民後見人養成研修

福岡市では、

令和6年度までに14人の市民後見人が誕生しています！

9/13(土)
スタート

福岡市では、判断能力が不十分な人の暮らしと財産を守る「成年後見制度」の担い手として、地域住民の視点で支援を行なう「市民後見人」を養成します。

主催

福岡市（委託先：福岡市社会福祉協議会）

対象

18歳以上で福岡市内に居住または勤務している人（令和8年3月末時点）

※受講申込には「事前説明」の動画視聴が必要です。

※その他の応募要件については動画でご確認ください。

詳しくは動画の中でご説明いたします。

開催時期

令和7年9月～11月（全9日間） ※詳細は裏面で

会場

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ 他

定員

15名（受講申込書及び作文による書類選考有り）

申込方法

インターネットで「事前説明」動画を視聴後、
受講申込書にてお申し込みください。

詳細は
こちらから



「事前説明」動画配信期間

7/1（火）9時～7/25（金）17時（30分程度）

福岡市社会福祉協議会のホームページまたは右のQRコードからご視聴ください。

URL：<https://fukuoka-shakyo.or.jp/index.html>

※インターネットでの視聴が難しい方は、来所での視聴も可能です。お気軽にご相談ください。

成年後見制度とは？

認知症などのために判断能力が不十分な人に対し、家庭裁判所が成年後見人等を選任し、本人の意思を尊重しながら、法的に支援する制度です。

研修内容は？

- 成年後見制度の概要、実務
 - 対人援助の基礎
 - 福岡市の福祉制度
 - 高齢者・障がい者虐待防止法 など
- ※詳細は裏面のカリキュラム参照

お問い合わせ

福岡市社会福祉協議会 あんしん生活支援センター

福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ内

☎ 092-751-4338

✉ koukenyousei@fukuoka-shakyo.or.jp